

((様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	7 - 6	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	19 - 2	許認可等の内容	葬祭費相当額の支給
1 法令の定め(許認可等要件) 戦傷病者特別援護法第19条第2項 知事は、法第19条第1項の規定による葬祭費の支給を受ける者がいない場合は、葬祭を行った者に対し、その者の請求により葬祭費に要した費用に相当する金額を支給する。 ただし、法第19条第1項に規定する額の範囲内とする。					
2 その他 戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について (昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知) 葬祭費の支給にあたっては、療養給付原簿に基づき受給資格の審査を行い、支給の可否を請求者に通知すること。 戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について (昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知) (1) 葬祭費支給請求書(省令様式第12号) (2) 死亡診断書又は死体検案書 (3) 請求者が遺族でない場合は、その者が葬祭を行う旨の申立書					